

連携連絡票の記入方法

【ケアマネジャーの記入欄について】

- ①医療機関名、連絡先、主治医の氏名等を記入して下さい。
FAXで送信する場合は番号を間違える事のないようお願いします。
- ②居宅介護支援事業所名、連絡先、介護支援専門員氏名等を記入して下さい。
医療機関からの返信先となりますので、間違える事がないようお願いします。
- ③「本人（家族）の同意について」いずれかに「レ」点を記入願います。
患者（利用者）から同意を頂いたうえで使用する事を原則とします。

※個人情報の取り扱いについて

連携連絡票の使用に際しては、個人情報保護又は守秘義務に関する法令、『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正（厚生労働省）』（以下ガイドライン）及び『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A（事例集）平成17年3月作成（平成25年4月1日改訂版）』（以下Q&A）に御留意願います。

ガイドライン及びQ&Aからの一部抜粋

- ①医療・介護関係事業者は通常の業務で想定される利用目的を、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表（院内・施設内掲示等）しなければならないとされています（掲示内容に医療機関・介護事業所等との連携が記載されているか御確認のうえ、連携連絡票をご使用ください）。
⇒ガイドライン P 9 「1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）（1）利用目的の特定及び制限」
⇒ガイドライン P 13 「2. 利用目的の通知等（法第18条）（取得に際しての利用目的の通知等）」
⇒ガイドライン P 13 「2. 利用目的の通知等（法第18条）【法の規定により遵守すべき事項等】」
⇒ガイドライン P 13 「2. 利用目的の通知等（法第18条）【その他の事項】」
⇒ガイドライン P 52, P 53 「別表2」医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的」
⇒Q&A 各論「Q2-1」
- ②医療機関等については、通常必要と考えられる個人情報の利用範囲を施設内への掲示（院内掲示）により明らかにしておき、患者側から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、これらの範囲内での個人情報の利用について同意が得られているものと考えられるとされています。
⇒ガイドライン P 7 「4. 本人の同意」
⇒ガイドライン P 23 「(3) 本人の同意が得られていると考えられる場合」
⇒ガイドライン P 24 「①②」
⇒Q&A 総論「Q3-1」、各論「Q2-1」、各論「Q5-1」、各論「Q5-7」～「Q5-10」、各論「Q5-15」
- ③介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者または家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ておく必要があります。
⇒ガイドライン ⇒ガイドライン P 25 「④」
⇒Q&A 総論「Q3-1」、各論「Q2-1」、各論「Q2-3」、各論「Q5-14」、各論「Q5-15」
- ④医療・介護関係事業者は、個人情報保護法第16条第3項に掲げる場合については、個人情報の取り扱いについて、本人の同意を得る必要はないとされています。
⇒ガイドライン P 9 「1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）（利用目的の特定）」
⇒ガイドライン P 10 「1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）（2）利用目的による制限の例外」
⇒Q&A 各論「Q5-1」～「Q5-6」、各論「Q5-11」～「Q5-13」、各論「Q5-16」～「Q5-29」
- ⑤自治体の医療機関や介護施設については各自自治体の条例がそれぞれ適用されますので、これらの医療機関や介護施設については個人情報保護法や上記ガイドラインの直接の対象には当たりませんが、医療・介護分野における個人情報保護の精神や考え方は設立主体を問わず同一であることから、これらの事業者もガイドラインに十分配慮していただくことが望ましいとされています。
⇒ガイドライン P 1 「3. 本ガイドラインの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」
⇒Q&A 総論「Q1-2」